摂津市議会

総務常任委員会記録

平成 1 6 年 6 月 1 7 日

議会事務局

目 次

総務常任委員会

6月17日

| 会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 | |
|-----------------------------------|---------|
| 職員、審査案件 | 1 |
| 市長あいさつ | 1 |
| | |
| 委員会記録署名委員の指名 | 2 |
| 議案第35号所管分の審査 | 2 |
| 質疑(本保委員、安藤委員、森西委員) | |
| 議案第44号及び議案第45号の審査 | 10 |
| 質疑(本保委員、安藤委員、森西委員) | |
| 議案第46号の審査 | 16 |
| 補足説明(消防長) | |
| 質疑(安藤委員) | |
| 採決 | ·····17 |
| 請願第2-1号の審査 | 18 |
| 請願紹介議員説明(川口議員) | |
| 質疑(安藤委員) | |
| 採決 | 21 |
| 閉会の宣告 | 21 |

総務常任委員会記録

1. 会議日時

平成16年6月17日(木)午前10時 開会 午前11時36分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長 三好義治 副委員長 大澤勝哉 委 員 本保加津枝 委 員 山本善信 委 員 安藤 薫 委 員 森西 正

1. 欠席委員 なし

1. 説明のため出席した者

市 長 森川 薫 助 役 小野吉孝 収入役 八木靖彦 市長公室長 中西 肇 市長公室次長 羽原 修 同室参事兼人事課長 中岡健二 同室参事兼人権政策室女性政策課長 寺西義隆 人事課参事 杉本正彦 総務部長 奥村良夫 同部次長兼財政課長 川崎 修 財政課参事 堤 守

消防長 稲田晴彦 消防本部次長兼消防署長 石田喜好

同本部次長兼総務課長 浜崎健児 予防課長 水田謙二 同課参事 関口一男

警防第2課長 埜口節夫

請願紹介議員 川口純子 請願紹介議員 山本靖一

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 野杁雄三 同局主幹 上 清隆

1. 審查案件(審查順)

議案第35号 平成16年度摂津市一般会計補正予算所管分

議案第44号 摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件

議案第45号 摂津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を 改正する条例制定の件

議案第46号 摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

請願第 2-1号 業者婦人の健康・母性保護と地位向上の施策を求める請願

(午前10時 開会)

○三好委員長 おはようございます。 ただいまから総務常任委員会を開会し ます。

理事者からあいさつを受けます。 市長。

○森川市長 おはようございます。

本日、委員の皆さん方には何かとお忙 しい中、過日の本会議で付託されました 案件につきまして、早速、総務常任委員 会を開催賜り、まことにありがとうござ います。

本案件につきまして、よろしくご審議 いただき、可決賜りますようお願い申し 上げまして、開会のごあいさつにさせて いただきます。

なお、この場は一たん退席いたしますが、在庁いたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○三好委員長 あいさつが終わりました。 本日の委員会記録署名委員は、森西委員を指名します。

審査の順序につきましてはお手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩) (午前10時2分 再開)

○三好委員長 再開します。

議案第35号所管分の審査を行います。 本件については補足説明を省略し、質 疑に入ります。

本保委員。

○本保委員 それでは、この議案第35 号の中で各課における人件費事業につい てお尋ねをさせていただきたいと思いま す。 今回、補正予算では減額が計上されて おりますけれども、これにつきまして職 員数適正化計画、先般出しておられます、 これと照らし合わせまして、その整合性 についてお尋ねをさせていただきたいと 思いますので、よろしくお願いいたしま す。

○三好委員長 中岡参事。

○中岡市長公室参事 今現在、補正予算に上がっています部分につきましては一般会計の部分だけなんですけれども、平成15年4月1日の時点では、全職員数といたしまして810名でございました。平成16年4月1日の時点で793名、その後1名退職しておりますので、今期に合いますと18名の減ということにつておりますので、当初、定年退職につきましては、大体6割補充ぐらいで考えておりましたのですけれども、結果的にはそれ以上の人員削減になっているということでございます。

- ○三好委員長 本保委員。
- ○本保委員 この職員数適正化計画の基本的な考えの中で、16年度につきましては全体の数ですけれども、27名の退職者数になっておるのですけれども、今現在お答えいただいたのは18名ということですよね。この辺について適正に進んでいるのかどうかということで、お答えをお願いしたいと思います。
- ○三好委員長 中岡参事。
- ○中岡市長公室参事 職員数適正化計画につきましても、あくまでも計画ということでございますので。ただその年度、年度によって、退職者数も変わりますし、その中で基本的には私どもの方は定年退職者の補充につきましては、以前から言っていますように6割の補充を目指しておりますので、それ以外の部分につきまし

ては、それ以上の削減も考えるということで非常勤化なり、委託ということで今 現在もヒアリングする中で、今後6月末 までにはその結果が出ると思いますので、 それに基づいて人員の削減も行っていき たいと思っております。

6割補充でいきますと平成18年度には740名前後になると思っておりますので、適正化計画についてはそういう形で推移していけば、19年度、あるいは20年度の第2次の推進の中では700名という数字は達成できるのではないかと思っております。

- ○三好委員長 本保委員。
- ○本保委員 今、ご説明いただきました ので理解ができましたが、やはり現在18 字が出ているところと、やはり現在18 名で当初の目標とは言いながら、27名 という数字を現実に上げていただいるいっちですね。その差は9名というものに対して、やはり大きな人件費というので対して、やはり大きな人件費というです。 とで影響を及ぼすと思うのですね。でていると今お答えいただきましたけれども。中間で6月、こういった3月末時点のではから、さらに3か月後に明確に出すというのでしたら、事前にそういではないかと、このように思うわけです。

全体の数として、かなり臨時職員の方と一般会計の方で出される、提示されている人数というのはかなり掌握がしにくい、減らす方だけをあらわされていて、その補充関係については割と問われれば答えるという形ではないかなという印象を受けるのです。

こういったことに対して現在、行財政 改革に向けての大きな山場を迎えようと している、ことしから来年、再来年にか けて、やはり数値的なものもかなり行財 政改革でいろいろな取り組みをしているということで、資料なんかも改定案等を出されているわけですから、それに対して明確な数字を見て、違うことについて差額を人数の差異についてでもきっちりと、こういう形でこういう結果になりましたということがご説明いただけるようにしていただきたいと願うわけでございます。

今後、こういった取り組みを現在もしっかりとしていただいていると思いますけれども、さらに慎重かつ明確に数値をお示しいただけるようにご努力をお願いしたいと思います。

- ○三好委員長 要望でよろしいですね。 本保委員。
- ○本保委員 はい。
- ○三好委員長 安藤委員。
- ○安藤委員 9ページの国庫補助金の減額について質問いたします。

本会議の趣旨説明でもご説明ありましたけれども、消防の救急車の高規格車の 購入における国庫補助が不採択になったと。そのかわりにその分の補てんとして 11ページにありますが、消防施設整備 事業債700万円を計上しているという ことですが、この辺の不採択になった経 過、それから要因、どういった理由であったのかという点をお聞かせいただけたらと思います。

それから10ページの雑入で派遣職員 給与負担金が188万6,000円減額 になっているということと、コミュニティ 事業助成金というものが250万円計上 されている。当初予算の中ではコミュニ ティ事業助成金というものがなかったよ うに感じるのですけれども、この点どう いった中身になっているのか。それから 派遣職員給与負担金の削減について、そ の概要等を教えていただけたらと思いま す。

それから今もご質疑がございましたが、 人件費について3名の職員が減って4、 286万9,000円人件費が削減され ています。それがその他いろいろな経費 の削減額が財政調整基金の方で6,98 8万4、000円ということでシフトさ れているのかなというふうに思うわけで すが、補正でいろいろな事務コストの削 減であったり、人件費の削減が行われた ときの期中の余ったお金がどのようにシ フトされるのか。予算を組まれる場合と いうのはそれぞれの課が、それぞれの施 策をこういうことをやりたいということ で、いろいろ予算要求をし、いろんな査 定を経ながら予算が組まれていくわけで すが、コスト削減をした部分について、 その課の中でそれを市民サービスのため に有効に使うとか、そういうような考え 方ではないのか。すべて浮いたお金は全 部財調の方に回していくというような、 当初の予算と補正の中でも期中でもどん どん絞って、絞って、それを少しでも財 調の方に積んでいくのか。そういう考え 方なのかどうか。その点をちょっと改め てお聞かせいただけたらと思います。

- ○三好委員長 浜崎次長。
- ○浜崎消防本部次長 今のご質問にお答 えいたします。

平成16年購入予定の高規格救急車の 国庫補助を申請していましたところ、平 成16年4月28日付で大阪府より不採 択ということになりました。すぐに伺い まして、どうして不採択になったのだと いうことを聞きにいきました。全般的に はいわゆる国が行おうとしている三位一 体の改革の影響を受けた部分だと思われ ておるのです。

1つは、全般的に消防施設整備費補助金の総額が少し下がりました。それと救

急車に関して言いますと、優先順位の見 直しがありまして、今回から緊急消防援 助隊に係る災害対応型が優先されたこと。

2番目に救急車の増隊分が優先されました。これは新規配備ということです。

本市におきましては、一般型の救急車 でございますので、災害対応にはなって おりません。ということで落ちた理由だ と思われます。

大阪府下を、ちょっとこちらの方でも 納得できませんでしたので調べさせてい ただきましたら、救急に関しましては、 災害対応の救急自動車の要望が7件あっ た中で採択されたものが2件、それから 一般型です。当市と同じですけれども。 これに関しましては要望が4件、採択が ゼロでした。ということで、非常に厳し い状況になっております。

全国的にこれをちょっと私の方も調べましたところ、平成15年度の一般型の救急車は119台の交付がありました。 平成16年度の交付予定は42台に減少しております。また災害対応用救急車につきましては、平成15年度は67台、平成16年度の交付予定は81台にふえております。

この関係から当市が不採択になったものと思われます。

- ○三好委員長 中岡参事。
- ○中岡市長公室参事 10ページの派遣 職員給与等負担金についてでございますが、188万6,000円の減額となっております。この部分につきましては、平成15年度には職員1名、摂津市保健センターへ派遣をいたしておりました。派遣の場合は派遣法に基づきまして、市が負担する経費、負担しなくてもいい経費というのがありまして、管理職手当なり、期末勤勉手当についてはこちらの方で評価ができない部分がありますので、

この分については市で負担しなくてもよいということになっております。それで雑入ということで一たん支払った給与から、その部分だけは雑入でこちらの方へ返してもらっております。その部分が平成16年4月1日の異動で派遣職員1名が市役所の方に復帰しましたので、その分の減額ということでございます。

○三好委員長 堤参事。

○堤財政課参事 私の方から財政調整基金に削減された経費がシフトされており、 事務コスト削減で浮いたお金がどのよう にシフトされるのかというお問いにお答えさせていただきたいと思います。

課の中で有効に使うという考え方はないのかというお問いでございますけれども、現在におきましては当面する平成17年度、平成18年度の公債費のピークに向けまして、少しでも基金を温存し、財政破綻を招かないよう、そちらの方にシフトさせていただくという考え方でございます。よろしくお願いいたします。〇三好委員長 寺西参事。

○寺西市長公室参事 10ページのコミュニティ事業助成金についてでございますが、この分につきましては平成15年11月に助成申請を行っております。それで、16年1月に補助金の内定通知が参っておりまして、正式決定につきましては16年6月に決定しておりますので、今回、補正という形でお願いするものでございます。

○三好委員長 安藤委員。

○安藤委員 高規格救急車の国庫補助の 不採択についてはわかりました。けれど もなかなか同じように納得のいきにくい 話だなと。国庫補助ですから不採択にな れば当然おりてこないものだと思います けれども。三位一体の改革に基づいて、 本来、地方自治として、その災害だけで なくて一般の日常的に起きる事故であったり病気に対する対応が求められている中で、摂津市の救急車、一般であれ救急車の購入に採択がされないということは非常にこれは遺憾なことだなというふうに思っています。

今後についてなんですが、先般も消防 車、はしご車や救急車さまざまな更新時 期のスケジュールがきちんと計画されて いることもお示しいただいたわけなんで すけれども。この国庫補助の採択、不採 択によっては、市債の発行に直結してく るような問題だと思います。国や大阪府 に対して、きちんとした要望をしていた だくとともに、採択される要件が満たし ていても、満たされるかどうかという、 そのラインというのがきちんとあるのか どうか。あってないようなものでも、出 して帰ってくるまでわからない。蓋を開 けてみないとわからないような代物なの かどうか。その点、もう一度教えていた だけたらと思います。

それから、派遣職員等、雑入の方についてはわかりました。ありがとうございました。

それから、人件費等でコスト削減されたものについて、今のご答弁では18年、19年に向けて財政調整基金の方に積み立てていくというようなことだというふうにお聞きしたわけですけれども。

今、全庁的にもさまざまな取り組みもされております。先般も職員の中でいろいるな業務改善運動も取り組まれて報告書も見せていただいているわけなんですけれども。市の職員、市役所というのは市民にいかにサービスを提供していくのか。市民に役に立つところと書かれていて、よく私どもも表現するわけですけれども。いろいろな業務改善でコストを削減するというのは、それは市民サービス

を向上するために、今の財政難のもとで 各課で努力をしてもらうということだと 思うのですが。そこの中で努力によって 浮いてきたお金が、それが市民サービス に今、直結できないということになりま すと、業務改善運動をやられている市の 職員さんのモチベーションといいますか。 意気づけといいますか、市民に役に立つ 仕事をやっているのだという、そういう 意識等に大きな影響があるのではないか と思うわけなんですけれども。その点に ついて再度、お聞きしたいと思うのです。

もちろん18年、19年の公債費のピー クや退職金等のピークが迎えてくるとい う財政的な状況も把握しているわけなん ですけれども。今回のような人件費の削 減によって、金額的に言えば今までの削 減額と比べると何億というお金ではない わけです。もちろん6、000万といえ ば大きなお金ではあるわけですけれども。 それは各課、各課で今回は人件費という 形ですけれども、今後いろいろな業務改 善運動等をやられる中で本当に一つひと つ、鉛筆1本とか電気代とか、そういっ たところは極端かもしれませんけれども。 そういった削減をする努力がそれぞれの 課の市民サービスをするための努力の方 に充てられないということは、ちょっと 納得のいかない点だと私は思うわけなん ですけれども。その点、ルールみたいな ものが今現在、とにかく浮いたものはちょっ とでも財調の方に積むというルールでやっ ていくというのかどうか。その点もう一 度教えていただけたらと思います。

○三好委員長 浜崎次長。

○浜崎消防本部次長 消防施設整備費補助金につきましては、毎年配分方針が示されてまいります。いつも変わるというわけではないのですけれども、その中で一定、基準が示されております。ただし

全国的なものですので、その中で前の議会、委員会で言ったかもわかりませんけれども。現在のところ優先されているという、先ほども示しましたように救急車は最初のときは2Bという古い形から新しい形に更新するのが一番の優先になおりましたところ、今回のように急に災害対策を優先にするとか、そうして結局、割と変わります。そういうのを我々は情報として仕入れといて、なるべくもらうような形でやっております。

ただし、災害対策対応車におきましても、ただ大阪府の場合は災害対応で緊急援助隊の方に登録している台数が非常に多いので、大阪府に関しましては、今、緊急の災害対応車であっても、申請しましても100%通るという保証が今なくなっております。それに国の方で決めることで、今回はポンプ車は50台というのを決められて、全国的に100台持ってきましたら、同じ土俵に入りましたらそこは我々が関与できないところになってしまいます。

ということで、我々としましても、やはり補助金はいただきたいので、そういう情報についてはいち早く察知して、そのようにして持っていっているのですけれども。今、委員がおっしゃっておられますように、絶対ということはありません。この間も絶対ではないということをここでご答弁させていただきましたとおりでございます。

○三好委員長 羽原次長。

○羽原市長公室次長 業務改善運動等の 庁内の事務事業の見直し、それとそこで 発生する予算の不用額、これらをどう考 えるのだというようなご質問ですけれど も、一般的に財政状況、非常に厳しい中 でありますので、いろいろな事業の見直 しに取り組んで、そこで発生してきた不 用額等につきましては、基本的には今後 の財政に対応できるようにきちんとキー プをしておく。具体的に言えば、基金等 に積んでおくということも、これは財政 担当の考え方としては一定理解できるか なというふうに我々は考えております。

ご存じのように、現在、QC運動に近いようなATOMS運動であるとか、それからノーミスということを掲げて、内部統制の問題であるとか、もう一つは事務事業評価というような取り組みを続けてはおりますけれども、いずれもこれまでやってきた行政をもう少し本質的に見直していこうということも含んでおりますし、日々の業務をやはり洗い直しをし、むだを省こうということも含んでおります。

それらの活動を通じまして、もちろん 職員のモチベーションをきちんと維持を しながら、市民に対するサービスを確保 しつつ全体の予算をできるだけ合理的な ものにしていくか。この辺が1つの大き なねらいではありますので、その中での 発生した予算につきましては、先ほど申 し上げたように、やはり大事にしておく べきものは大事に温存しておくと。各所 管の方でこういう改善をしたいから、こ んな予算が要るのだというような要望に つきましては、毎年の予算編成時に政策 推進課と財政課の方で新規事業のヒアリ ング等、夏にきちんと行いまして、一定、 有意義であると理解されたものについて は、当然、予算措置ということは考える べきかなというふうには考えております。

○三好委員長 安藤委員。

○安藤委員 それでは、最後に、今回は 人件費が不用額となって、これが財調の 方に積まれているわけなんですが、よく 自治体の役割というのは一体何だろうか というときに、地方自治法の1条の2の ところには第1に住民の福祉の増進を図ることが前提条件としてうたわれているわけで、今の社会情勢、経済状況からいったら共通認識だと思いますけれども。不況、それから今回、年金も大きく改悪をされるような状況が起きています。

それから、三位一体改革の一環として 地方税法の改悪もされて、先般の本会議 においても市税条例の改定の専決処分も されたわけです。

住民税についても非常に大きな負担が、 市民の方にのしかかってくるというよう なことは事実としてこれから起きてくる わけなんですけれども。こうした中で、 それでも市民の生活を何とか守ることは できないかという立場に立つことが今、 そういう選択肢もきちんと入れておく必 要があるのではないかなというふうに思 うわけなんです。

例えば、これは民生の所管になるかもしれませんが、今回、条例案としても出されている各種医療費助成制度が今度、改定の提案がされています。今回、一定の前進面も中にはありますが、今回の改定によっては、資料によりますと、摂津市の一般財源からの支出が約2,800万ほど今回の改定によって少なくなるというような状況ですね。

一方で一部自己負担金の制度の導入によって、乳幼児であるとか、障害者の医療費助成制度、母子家庭から「ひとり親家庭の医療費助成制度」と名前は変わりましたけれども。そちらの方で一部自己負担金制度の導入などがありますと、約5,000万ぐらいの市民負担がふえるというようなことも推計として出されているわけなんです。こういうような状況のもとでもちろん国の政治、法律が変わった。大阪府の制度が変わった。今まで摂津市がそ

れに単費として市の財政を上乗せをして、 それを制度としてやってきたというもの は理解しているわけですが、大阪府の制 度が後退したときに、摂津市の制度も一 緒に後退するのではなくて、そこを守れ るような財源が今、目の前に出てきた場 合に、機械的に財調の方に積むとかいう ような形ではなくて、そこで少しでも持 ちこたえるために、今こういうことで摂 津市は努力している。そのために、努力 している間に大阪府や国に対しての働き かけも強めながら、三位一体改革を含め て改善に向かわせるようなことも行政と して取り組んでいくということが、すご く大事ですし、それは市民にとっても摂 津市が市民の暮らしを守っているという、 メッセージにもなるのではないかなとい うふうに思うのですけれども。そうした 不用額が全部財調に、全部じゃないと、 有効な手立てがあればそっちも使うとおっ しゃっていますけれども。そういう市民 生活が苦しい中で別個に負担がふえてく るような問題について、それを少しでも 補ってあげられるところにも目を向けて、 シフトするということも選択肢に入れる べきではないかなというふうに思うわけ なんです。その点は、選択肢に入れる余 地があるのかないのか。その点について もちょっとお聞かせいただけたらお思い ます。

○三好委員長 奥村部長。

○奥村総務部長 それでは、私の方から ご答弁申し上げます。

行政内部でもそうなんですが、よく経費のバランスが議論されます。例えばAの経費をBにシフトするとか、あるいはAに投入している一般財源ベースで変更を行うとか、あるいはAの収入増をAの経費に上積みするとか等々、そういう議論がいろいろされております。これら収

支バランスがとれているではないかという議論でありますけれども。確かに一部分においてはバランスがとれているかもわかりません。

しかし我々、財政を預かる部局といた しましては、トータル的にどう収支バラ ンスをとっていくのか。全体的な収支バ ランスを考えますし、現実的な発想対応 を考えてまいります。

ご承知のように、平成14年度決算におきましては、経常収支比率108.9という全国ワースト2位という不名誉な数値になっております。これをとってみましても、経常経費を補う経常的収入が大幅に不足しておることがよくわかると思います。いかにやりくりをしても、赤字体質には変わりございません。

平成15年の一般会計の決算見込みといたしましては、実質収支約6,800万円前後となる予定でございます。これは基金を取り崩して黒字決算としてつじつまを合わせているものでございまして、表面的にとらえれば、黒字でありますけれども、中身については赤字体質であると。つい、その表面的な実質収支額を見て、財政状況の厳しさも忘れてしまうのではないかということを危惧します。

よく「出をはかって入りを制する」という言葉もあります。国の財政におきましては、景気冷え込みの懸念もあって、 歳出カットというのは慎重であり、多額な赤字国債の発行で歳入確保しているのが現状だというふうに思っております。

市町村財政におきましては、一定、法 律の枠内での財政運営ということもあり まして、歳入の確保もままならない状況 であります。

過日、総務常任委員協議会でご説明させていただきましたように、地方分権の 推進ということで自己決定、自己責任と いうことが今後強く主張されてまいりました。市の経費は市税で賄うのが原則という考え方も国の方ではございます。そういう考えの中で税源移譲も始まりつつあります。

いろいろ不透明な状況でございますが、 赤字再建団体に落としてはならない。落 とさせないためにいかに歳出削減を図っ ていくのかが、喫緊の課題かというふう に思っております。

一部分の収支均衡ではなく、全体的な 収支均衡をどう図っていくかが、今求め られているではないかというふうに考え ます。

○三好委員長 安藤委員。

○安藤委員 今、いろいろお話をいただいたわけなんですが、一部分の収支均衡だけではなかなか判断できないような財政状況になっているというようなお話だったかと思うのですけれども。その摂津市全体で収支均衡ということがどこの立場から収支均衡になっているかということもしっかり見る必要があるのではないかと。地方自治体というのはやっぱり住民の福祉の増進を図ることを第一に考えるべきところだと思っています。

住民の立場、市民の立場からお金の使い方について本当に平等なのか。経費が削減されたことについて、そのお金が一体何に使われるのか。とんでもない大型開発の方に足を踏み出すようなところに道を開くようなお金の使い方がされれば、これはとてもきちんとした、市民にとっては均衡のとれた財政のあり方ではないというふうに思いますので、そういう点は申し上げておきたいと思います。

○三好委員長 森西委員。

○森西委員 先ほどからも本保委員から も人件費、もしくは職員の適正配置、人 数に関する質問もありましたけれども、 それに絡んで、私は退職金に関して質問させていただきたいと思います。46ページに出ておりますけれども、今回の議会で話があるかなというふうには思っておったのですけれども。退職時の特別昇給なんですが、勤続年数20年以上のものは退職時に1号級アップをするという話で、マスコミ等でも全国的に問題がありまで、マスコミ等でも全国的に問題がありまして、職員の定年や勧奨による退職時による退職時による退職金というふうなことで、マスコを労別昇給についてですが、これはお手盛り退職金というふうなことで、マスコミにも出ておりますけれども、摂津市の現状についてはどうなっているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

それと国家公務員は5月に廃止をされたと。それと総務省より市の方に、これ廃止するように通知があったかと思いますけれども、その対応についてはどうしているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

それともし可能であれば、どの程度の 削減、金額的にどの程度の金額になるの か、お答えいただけますか。

○三好委員長 中岡参事。

〇中岡市長公室参事 今、ご質問の勤続 年数20年以上のものは退職時に1号昇 給ということで、摂津市の方でも制度して は退職手当条例ではなくて、給与条例がは がありまして、その中に災害等で人を追して おりまして、その中に災害等で人とさまりますように20年以上勤続してる ものについては、昇給させるというさまして ものにがございます。この部分につる ものにがございます。この部分につる は、早給させるというまして ものにがございます。この前に運用して な項目がございます。この前に運用して なりましたけれども、国の方で一、大阪府 だいうことでなりましたので、大阪府 状況についても今年度中には各市それぞ れ廃止していく方向ということですので、 私どもは組合と協議する中で、廃止の方 向で今、協議しているということでござ います。

それから、その影響額ですけれども、 人によって昇給の間差がそれぞれ違いま すけれども、大体1人あたり60万円程 度ではないかと思っております。

○三好委員長 森西委員。

○森西委員 皆様方にとっては、逆に頭 の痛い話といいますか、だと思うのです けれども。これは大阪市ではほぼ全員に 適用しているのは不当として、住民監査 請求も出されておりまして、市長に返還 というような形で請求も出ておりますの で、埼玉県の川口市なんですが、地方自 治体の先を行って全廃されたところもあ りますので、まだ都道府県に関しまして は廃止するというような声が今、出てお りますけれども、地方自治体に関しまし ては、まだそこまで伺っているという部 分はありませんので、摂津市がやはりこ の部分、不当と言われております部分に 関しましては、やはり全国の地方自治法 の先にそういうふうなことを廃止すると いうことで、やはりクリーンな摂津市、 透明性のある摂津市というのを全面的に 前に出していただいて、早急に組合との 協議をしていただいて、廃止に向けて努 力をしていただきますよう、要望としま すので、よろしくお願いいたします。

○三好委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好委員長 以上で、質疑を終わりま す。

暫時休憩します。

(午前10時38分 休憩) (午前10時39分 再開)

○三好委員長 再開します。 議案第44号及び議案第45号の審査 を行います。

本2件については補足説明を省略し、 質疑に入ります。

本保委員。

○本保委員 議案第45号についてお尋ねさせていただきます。

この議案第45号につきましては、今回、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴い、本条例を制定するものであると。一律非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を次のように改正するということで、2,000円アップということになっていると思うのですけれども、これはご説明いただきましたが、この対象者となる方の16年度の消防団員の方の人数が何名であるのかを再度、お尋ねいたしたいと思いますので、お聞かせください。

また、これに関しまして、先般、前回の本委員会でもご質問させていただきましたけれども、先般、市のホームページ上で消防団員の方、また消防団の再編成と団員確保の課題、解決のために団員の募集を行うということでございましたが、その後この人員の確保が進んでいるのかどうかということにつきまして、進捗状況についてお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○三好委員長 浜崎次長。

○浜崎消防本部次長 それではただいま のご質問にお答えいたします。

まず、何人いてるかということでございますけれども。平成15年度、本年3月31日付で退団者数が21名ございました。21名のものに対しまして、5年以上従事されている方ばかりなので、21名の方にお支払いいたしました。

それと、消防団の人員の確保につきま しては、実はこれは千里丘第1分団でご ざいますけれども、本年5名の退団者が 出まして、ゼロ人ということになりまし た。我々も非常に苦慮いたしまして、自 治会の方、元団長、あるいは現団長等々 と話し合いを持ちまして、4月の中ごり に一度話し合いを持ちまして、やはりむ ち上げていただきたいうことでおもし合いを持ちました。その中で自治との 方で積極的に、これまでは消防団員と余 り交流もなかったんですけれども、これ からきちっと自分ところの地域を守ると いうことで、一定、団員を確保しますと いうことでございます。

それと情報によりますと、5月30日にも第2回目の会合がございまして、その中では元団員と元分団長、それから若い人と言われる方たちを集めますということで、そこでもお話し合いになりました。

近々、これは未確認でございますけれども、聞き及ぶところでは12人の新しい団員が集まったということをお聞きしております。その中で元分団長及び元団員も入られている。こちらの方に正式な申請はございませんので、ここで発表するのはどうかとは思うのですけれども、一応そういうことで分団員の確保につきましては、今、非常に懸念いたしました千里丘第1に関しましては、どうもいり方向で動いていると思っております。

それとインターネット等々のメディアの話なんですけれども。そのときにそれをちょっとこちらの方からご提案させていただきましたら、とりあえず公募するよりも自分ところの地域は自分たちで探すのだというお話をいただきましたので、それがもし不調に終わった場合に、では我々もメディアがありますので、そのメディアを使わせていただくということで、一応一定理解を得ておりますので、今の

ところインターネット上では公募は差し 控えておりますので、よろしくお願いい たします。

○三好委員長 本保委員。

○本保委員 今、ご説明いただきまして 大変よくわかりましたと同時に安心もい たしました。千里丘第1の件については 私の方も聞き及んでおりましたので、そ の後どのような状況になっているのかと 大変危惧をいたしておりました。

摂津市の場合、皆様既に悩んでいただ いていると思いますけれども、道路事情 等も大変よいとは言えませんし、また密 接した部分でかなり消火等については災 害の場合、火災等の場合は大変であろう なというような地域の方が多いように思 いますし、そういった中で最近一部マン ションが高層化等もありまして、その中 で自治組織というものがだんだん力も弱 まっているという部分も地域的に見られ ますので、こういった、先般も申しまし たように市民の皆さんの大切な生命と財 産を守っていただける消防団の活動に関 しましては、やはり消防団の皆さんのみ ならず、やはり行政と地域の皆さんと力 を合わせて今後もこういったことに対し ては、また積極的に取り組み、また協力 を促すような形で行政としても取り組ん でいただきたいと思いますし、また消防 の皆さんも、今回、ご尽力を大変いただ いたと思うのですけれども、地域の皆さ んと積極的なかかわりの中で消防団活動 の前向きな展開と人員確保、こういった 的確な対応で分団が消滅していくという ことに対しての防止に対する取り組みを 今後も続けていただきたいと思いますの で、要望にかえまして終わらせていただ きます。ありがとうございました。

- ○三好委員長 安藤委員。
- ○安藤委員 議案第44号について、少

しお聞きしたいと思います。45号も44号も消防基金の中から運営されているのでしょうか。消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の施行令の改正に伴ってということでの改定だと説明されているわけなんですが、45号については退職報償金がアップしていると。

一方で、この災害補償の方についての 補償基礎額の方が、こちらは下がってい ると。基準が違うという事前にお話もお 伺いしているわけなんですが、その点、 詳しく教えていただけたらと思います。

それともう1つは災害補償の方について、近年それの対象となった事案が1年何件ぐらいで補償額どのぐらいあったのか、わかるようでしたらちょっと教えていただきたいと思います。

- ○三好委員長 浜崎次長。
- ○浜崎消防本部次長 それではただいま のご質問にお答えします。

今回、上程させていただいている条例 の2つでございますけれども、この2つ の給付の性格は少し違っております。

まず、退職報償金に関しましては、消防団員等の功労金的な金銭給付という側面が非常に大きくございます。また消防団員の処遇をよくしていこうという意味でやっておる給付でございまして、毎年2,000円なり、幾らかずつは上がっております。

もう一つの損害補償の方でございますけれども。これに関しましては消防団員等の補償基礎額につきましては、国家公務員の公安俸級表(1)の月額を基礎とし、それぞれの階級、それから勤務年数に応じて改定していっているわけでございまして、やはり人事院勧告がベースになっておりまして、マイナスになればそれに連動して下がっていくものでございます。

やはり違うというのは、給付のこれの 場合は生活給といいますか、生活給に近 いという側面がございますので、最初の 退職報償金のような功労というようなご 褒美というのですか、功労というのとは ちょっと違うので、その辺で消防基金の 方も一応基礎となる算定に当たっての基 礎項目をこのように替えたのだと思いま す。

事例でございますけれども、昨年、1 件、消防団の方ですけれども、だれかが 屯所の屋根をいたずらをして、ちょっと 破損しているということで、たしか分団 長さんだと思いますけれども、その点検をされ 屋根の上に上りはって、その点検をされ て、実際に壊れていたのですけれども、 それで屋根からぱっと飛びおりたときに 足をきつい捻挫されました。それが1件、 昨年度ですけれどもありました。ただ幾 らかかったかというのはちょっと手元に 資料ございませんので、お調べしてそち 原いいたします。

- ○三好委員長 安藤委員。
- 〇安藤委員 ありがとうございます。国の方の制度が変わって、特に災害補償については生活保障という側面から公安俸給表に基づいていうことでありますから、公安俸給法の方が下がれば、連動してこちらも下がるというようなふうに理解をいたしました。

ただ、退職金の方は功労金として上がる。その点については異論はございません。ただその現に現職として頑張っておられる方々の特に消防のお仕事というのは非常に危険性も高いですし、自己犠牲のもとにご努力いただいて、本当に敬意を表するわけなんですけれども、頭が下がる思いなんですが、災害上の事故ですとかいうのは少なくないです。危険に見

舞われているわけです。

先ほども救急車の方の話では、災害用 のものが優先されるような状況になって きていると言われていますけれども、災 害に対する意識も変わってきますし、消 防団員さんの災害に対するときの補償と いうのは大事なことだというふうに思う わけで、そういう点でいったら、今回、 金額的にそれぞれ見ると、それぞれ単位 としては少ない減額ではあるのですけれ ども、これはやっぱり市の方として独自 に下げないような努力というようなこと は制度としてできないのかと。運営され ているのが消防基金ということでありま すから、摂津市の事故だけ補償金を上げ るということは、私の理解ではなかなか 難しい問題があるのかなというふうには 思うわけなんですけれども、摂津市の条 例ということであるわけですので、その 点について、いろいろ財政の問題もある かと思いますけれども、大事なお仕事を 担っていただいている方々の補償の問題 ですから、やっぱりきちんとしたことを するのは大事ではないかと思うのですけ れども、その点はいかがでしょうか。ちょっ と教えてください。

○三好委員長 稲田消防長。

○稲田消防長 政令支給額を超える額の 支払いについて、別途、市で制度として 定められないのかというようなご質問で はなかろうかというふうに思いますが、 消防活動につきましては、非常に危険性 が高く、また公務上の災害も決して少な くないというふうには理解をいたしてお るところでございます。

消防活動によりまして、死亡補償、または疾病にかかった等の場合におきましては、本市条例の定めるところによりまして、その者、またその遺族等に対し損害を補償するというものでございまして、

公務災害補償等制度につきましては、後 顧の憂いなく、活動していただくために 設けられたという制度でございます。

公務災害補償制度及びこの退職報償金 制度に係る支給額につきましては、先ほ ど申しましたとおり市条例に定めること とされているところでございますけれど も、これは消防法並びに消防組織法に基 づく条例として、モデル、いわゆる準則 として消防庁から通知がなされておるも のでございまして、全国的にはこれに基 づいて条例制定がなされておるというと ころと認識をいたしております。

なお、これらの支給額は消防団員等の 公務災害補償等共済基金、あるいは退職 報償金支給責任共済との契約に基づきま して、基金や共済が当該市町村に対しま して、支給に要する経費を支払うという ことになってございます。

その基金や共済の運営につきましては、 各市町村におきます消防団員の団員数等 に応じて毎年度政令に基づいて定められ た額の掛金を消防基金等に支払うという ことでございます。

したがいまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令基準額を超える、ただいま委員がご質問されます額を地域の実情に沿って支払うということについては、可能ではございましょうが、損害賠償等に係る各市、地域間のバランスを欠くというようなことともなりまして、市の財政状況も踏まえますと、全体的に見て了とするところではないのかなというふうに考えております。

○三好委員長 安藤委員。

○安藤委員 技術的には、理論的には可能なのかなというふうに理解をしたわけですが。他市とのバランスであったり、財政上の問題というようなことで、なかなか難しいのではないかというご答弁で

したが、先ほども事例、お聞きしたのも 大体どのぐらいかかっているのかなとい うのを知りたかったのでお聞きしたわけ なんですが、年間、大体1件、2件ある かないかなのかなというふうには思いま す。その1件、2件でも遭われた方にとっ ては大変な事故でございますが、全市的 な補てんする部分についていったら、財 政に与える影響というのはさほど大きく はないのじゃないかなと思います。もち ろん青天井で災害補償をせよというよう なことは申しておりませんが、今回、上 がるのはわかりますが、こうした状況の もとで下がるというのは、非常に生活給 としても非常に苦しい問題だと思うんで すね。そういう意味では下がる部分につ いて、下がった分だけでも補てんができ るよう踏ん張るという努力とか、ちょっ と財政的に見ても一回試算もしていただ いた形で、一回ご検討いただくことはで きないのかと思うのですが、その点、ちょっ と要望としておきますが、ぜひご検討い ただきたいと思います。

○三好委員長 森西委員。

○森西委員 先ほどの本保委員と関連する質問なんですけれども。千里丘の第1分団なんですが、12名ですね。人数がそろわれたという答弁をいただいたのですけれども。

当初、ゼロになって、地域で話し合いをされたときにかつての消防団でされていた方以外、最初入ったものだけで運用すると、活動するというようなことで最初の会議の中で、そういうふうな話になったと聞いておるのです。それから、だんだんと人数をふやされたというふうに今人数12名というふうにお聞きしたのですけれども。

その最初に未経験の方が消防団員として入られるときに、ほかの消防団と内容

的には違った消防団の活動であるというふうにおっしゃったというふうに近所の方にお聞きしたのですけれども、その辺の事実があるのか。それで12名に達して、かつての消防団に入られた方も戻ってこられたということですので、ほかの消防団と何ら変わりのない消防団というか、千里丘第1分団になったのか、その辺だけちょっと確認いただきたいのです。〇三好委員長 浜崎次長。

○浜崎消防本部次長 実はまだ、情報としては、12人集まったというのは聞いているのですけれども、だれがというのはまだ名簿が、きちっとした名簿がこちらに来ていません。私も初めらちちょにと関与していまして、最初まず早急にして、最初まず日からとが第一でしたので、その話しになの中では、一番初めOBが即戦力を集めることがうことで、まずOBを集めるだろうということで、まずOBを集めるだろうということを聞かれたので、少いうことを聞かれたので、少いうことも5名以上は集めてくださいということは、こちらの方からご提案はさせていたぎました。

自分が思っていたのは、とりあえずゼロではまずい、それではだめなので、動ける人数、数名以上まず来てもらってというのは思っていました。その後、立ち上がった後にやはり地域でそういうことが盛り上がっていくというか、意識の高揚が高くなれば、きっとそこには息子さんもおられるだろうし、本来は若い人が入っていただく。またはそこの地域にお住まい、または地域に勤務されている若い人が我々の立場としてはいいんです。

ということで、それも少しはお伝えは しましたけれども、結局、向こうの方た ちがおっしゃっていたのは、この地域は 若いものはいてないのだと。自治会の方 でも役員は我々、我々というのは会長なんですけれども、我々のようなこういう 高齢者しかいてないのでなかなか集まら ないのだということは言っておられました。

その中で、いろいろ私たちも聞いていた、定年制をしかれていたようで、それも少しはやめていきはって、なかなはったのかなというのはは、るの団でしたら、例えば、私がやめるしたら、引き継ぎといましたら、引き継ぎはいまりなのからに後任のものを見つけなんですけなんです。どうも手里丘第1分団に入りの後任を見つけずしてやめていたもの後任を見つけずしてやめていたと思います。このような事態になったと思います。

それもその会議の中では、随分話はさせてもらっています。今おっしゃっているように、この12名がそろったとして、他の分団と同じような働きができるかどうかにつきましては、私も名簿をきちっとして見たらわかるのですけれども、見て、今までOBですので前のことは知ってはるのですけれども、すぐに活動でさるかどうかというのは、ちょっと疑問なところもありますし、ちょっと説にていただければ、OBの人が多いとしたらすぐに元通りの団にはなるかと思っております。

○三好委員長 消防長。

○稲田消防長 少し補足説明をして経過報告をさせていただきたいと思います。

ただいま次長の方から申し上げました とおりでございますけれども、非常備消 防団はいかに私ども常備消防が進展いた しましても自らの地域は自ら守るという 精神に基づく地域との密着性、あるいは 動員要員力、また即時対応能力等は比較 にならないというふうに理解をいたすと ころでございますし、大規模災害をはじ めといたします、あらゆる災害に対し、 地域の安全を確保するために果たす役割 というものは極めて大きいものがあると いうふうに思っております。

しかしながら、これらの特性を発揮するためには地域の実情に合った団員の確保と地域分団の存続というものは最も重要でございます。今回の千里丘第1分団の団員退団に伴いまして、その存続について地元自治会役員と協議を行い、自治会の消防団としての位置づけのもとに団存続と団員の確保についてお願いをいたしてまいったというところでございます。

したがいまして、地域自治会をはじめ市長、消防団〇B等の皆様にご尽力をいただきました結果、先ほどもご答弁をさせていただいております12名の団員の確保がおよそ固まったと。私どもが期待いたします、いい方向に進展をいたしているように考えております。

現在、阿部議員が分団長であります千里丘第2分団にこの地域の担当も合わせてお願いをいたしてまいったところでございますが、この6月27日に新団員と地域自治会の役員の顔合わせがあり、また来月初めには改めて団の発足が行われると、そういう見通しであるというふうにお伺いをいたしております。

団員の中身でございますが、OBでありますとか、新しい団員も何人か入っておられるというふうにお伺いをいたしております。ここで申し述べるのはどうかわかりませんが、市長の息子さんも団員としてお入りになっていただけるというふうにもお伺いをいたしております。

○三好委員長 森西委員、議案第44号、

議案第45号の中身を精査しながら質問してくださいね。余り広げないように。 森西委員。

○森西委員 これから顔合わせもあると いうことですので、一番の問題はこうい うふうな状況になって、本来、消防団と いうのは村から自己発生したところで地 域で消防団員を形成してという部分にな ろうかと思いますけれども。こういうふ うなゼロになったというのは、やはりもっ と早くから人数が少なくなったというの はわかっておった話なんで、その辺は消 防本部としてしっかりと人数確保に今後 は努めていただいて、ほかの団で今回の ようなことがないように、ぜひとも摂津 の安心・安全のまちづくりのために働い て組織されているところですので、ぜひ とも今回のこういうことがないように、 監視といいますか、そういうふうにして いただきたいと思いますので、これは要 望としますので、よろしくお願いします。

○三好委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり) ○三好委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時12分 休憩) (午前11時13分 再開)

○三好委員長 再開します。

議案第46号の審査を行います。補足 説明を求めます。

消防長。

○稲田消防長 議案第46号、摂津市火 災予防条例の一部を改正する条例制定の 件につきまして、補足説明をさせていた だきます。

議案参考資料の40ページから42ページにかけ対照表を記載いたしておりますので、あわせてご参照願います。

今回の改正は、防火対象物の喫煙に関

する制限について、近年における国民の 喫煙率の低下及び喫煙に関する意識等の 社会情勢の変化並びに防火対象物の大規 模化や高層化、複雑多様化に伴いまして、 さまざまな形態の劇場等に対応する必要 があることから、本火災予防条例の一部 を改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきましてご 説明申し上げます。

第23条の規定は、本条制定当時の社会環境意識等から防火対象物のすべての場所を禁煙にすることが現実的ではなかったため、防火対象物の一部に喫煙所を設けることにより、火災予防に資することとしたものでございます。

しかしながら、近年における喫煙率の 低下や喫煙に関する社会意識の変化等の 状況にかんがみ、喫煙所の設置の義務づ けが必ずしも適当でないことを踏まえ、 同条第4項において全面的に禁煙とし、 喫煙所を設けないこととするか、適当な 数の吸殻容器を設けた喫煙所を設けるか のいずれかを選択できることとしたもの でございます。

同条第5項は、劇場等において喫煙所を設ける場合でも禁煙を確保するために 火災予防上必要と認める措置を講じた階は、喫煙所を設けないことができること としたものでございます。

同条第6項は、劇場等に設ける喫煙所の床面積の合計を当該場所の利用人員、 その他の利用状況等から火災予防上支障がないと認めるときは、客席の床面積の 30分の1以上としなくてもよいことと したものでございます。

次に、第35条、第36条は劇場等の 客席に関する規定で、災害が発生した場 合に観客の避難に支障を来たさぬ措置と して規定したものでございますが、近年 特に防火対象物のさまざまな形態の劇場 等が建設されていることから、それぞれのただし書きを削除し、新たに第36条の2において基準の特例を設け、劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口、その他の避難施設の配置等から避難上支障がなく、安全性が十分確保される措置がなされていると総合的に判断した場合には、それぞれにおいて規定する措置を適用しないこととしたものでございます。

次に、別表第9は移動タンク貯蔵所の 完成検査合格証明手数料200円を30 0円に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、別表第9の改正規定は 平成16年7月1日から施行するもので ございます。

以上、火災予防条例の一部を改正する 条例制定の補足説明とさせていただきま す。

○三好委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

安藤委員。

○安藤委員 1点お聞きします。最後に ご説明いただきました移動タンク貯蔵所 の完成検査合格証明200円から300 円の引き上げというふうになっています。 今年の第1回定例会におきましては、手 数料等の改定の提案も出されていたわけ ですが、今回、この時期の値上げになっ た経緯、その値上げの根拠ですね。ちょっ とお示しをいただきたいと思います。

それからもう1点。移動タンク貯蔵所の完成検査合格証明の発行の実績は、年間どのぐらいの証明発行があるのかどうかについてお聞かせください。

- ○三好委員長 水田課長。
- ○水田予防課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

手数料条例の改正時になぜ改正しなかったかというご質問でございますが、今回、

当条例改正の予定があったため、我々といたしましては、同時に改正する方がいいのではないかと。市の手数料条例におきましては、7月1日から実施というふうになっておりますので、それに合わせるという形で別表9につきましては7月1日から施行するというふうに考えたものでございます。

なお、もう1点、移動タンク貯蔵所の 完成検査合格証明書の実績ということで すが、平成15年度につきましては1件 もございませんでした。

○三好委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時16分 休憩) (午前11時18分 再開)

○三好委員長 再開します。 討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第35号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第44号について、可決すること に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第45号について、可決すること に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第46号について、可決すること に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。

(午前11時19分 休憩) (午前11時21分 再開)

- ○三好委員長 再開します。請願第2-1号の審査を行います。紹介議員から説明を求めます。川口議員。
- ○川口議員 よろしくお願いいたします。 請願第2-1号、業者婦人の健康・母性保護と地位向上の施策を求める請願に ついて紹介議員として趣旨説明させてい ただきます。

日本経済の活力の源である中小業者は、 地域の産業を守って、雇用の約8割を中 小企業が担っています。中小零細業者の 多くは家族経営によって成り立っていま す。女性事業主と女性家族従業者、これ を総称して業者婦人と言いますけれども。 2001年現在、女性事業主164万人、 女性家族従業者174万人で、女性労働 者に次いで労働人口の主要なウエートを 占めています。

2002年の平成14年第1回定例会のときに、男女共同参画社会基本法に基づき、自治体の基本計画に業者婦人に対する施策を盛り込むこと。同時にその施策を具体化することということを採択をしていただきました。

それに続きまして、さらに充実をしていただきたいということで、この請願が出されております。請願趣旨について読ませていただきます。

私たち業者婦人(家族従業者と女性事業主)は、24時間市民として人とまちのコミュニティを支え、地域の力を再生する役割の一端を担っています。しかしこの不況で生活と営業はますます厳しく、自らの健康を省みる余裕もありません。業者婦人を取り巻く税制や社会保障制度の改善と健康に対する施策の充実を求め、次のことを請願します。

請願項目の第1として、一昨年採択された男女基本計画に基づく業者婦人に対する施策、これを充実させ、早急に具体化すること。

2、古い家族制度の上に立ち、個人の働き(自家労賃)を認めない所得税法56条の地方税制への影響を取り除くこと、ということで署名が1,066名寄せられておりますので、よろしくご審議いただきまして、採択いただきますようにお願い申し上げます。

○三好委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

安藤委員。

○安藤委員 一昨年にも男女基本計画に 基づく業者婦人に対する施策について採 択をされておりますが、新たに自家労賃 を認めない所得税法56条の地方税制の 影響を取り除くこと。これが請願項目の 方に加えられています。

私もいろいろ調べさせていただきましたが、日本の税制というのは1950年に世帯単位から個人単位へと税制の中身が大きく切り替わって、改革をされてきたけれども、この個人自営業者さんだけは営業収入と家計が1つの家庭の中で、どこからが家計で、どこからが営業収入であるかというのがはっきりしないと。わかりにくいと。家族の給与を経費として認めてしまうと、所得が勝手気ままに分けられて、課税できないで、大変不公

平だというような声があって、その税制の世帯単位から個人単位への改革が進んでいる中で、取り残されてきたというような経過があるというふうに理解しています。

その後、今の男女共同参画社会基本法 等ができて、女性事業主さん、それから 家族従事者としての業者婦人の方々の働 いた分だけの所得、働く分だけの報酬と いうものを受ける権利などの運動も広がっ てきて、今回のことにつながっていると 思うのですけれども。

現在、所得税法、地方税法でも認められているのが、控除で認められているのが、各6万円ですか。白色の86万円の経費しか認められていないというようなことになっているかと思うのですが、86万円の控除しか認められないということは、生計を同一にして、商売をご主人と共同経営で一緒に家計も賄いながらやっておられる女性従事者の方々にとっては、年間86万円の仕事しかしていないというようなふうにもとられるわけなんですけれども、その点についてのご見解をお聞かせいただけたらと思います。

それともう一点は、先ほどもちょっと 述べましたが、個人事業主さんだけは営 業収入と家計の所得との区別がつきにく いということで、例外的に取り残されて いるということの経過を述べましたが、 現実に一体どうなっているのか。中小企 業庁の調査を見てみますと、営業と生活 を分けているのかどうかということで調 査されています。2001年の調査で、 分けていると答えている方は84.7%、 分けていないという方が13.6%で、 実際問題はきちんと家計と営業収入と分 けておられるということだと思います。

そういう点からも、今の自営業者さん だけ残されている、こういった自家労賃 が認められないというようなものは、ちょっと時代おくれになっているのではないかと思いますが、その点についても紹介議員としてのお考えをお聞かせいただけたらと思います。

○三好委員長 川口議員。

○川口議員 業者婦人の働き分、自家労 賃が認められていないということで、こ れ長年にわたって所得税法56条という ことなんですが、朝から晩まで1日お店 など仕事を支えてやっておられる、そう いう家族の働き方が無償労働ということ で、長年にわたって自家労賃を認めてほ しいという声が上がってきているわけで す。こういう中でことしの4月には男女 共同参画局、それから中小企業庁とも交 渉を大きな団体が署名をもってやってお られます。

この中で、日本の所得税法というのが 白色申告というのが原則で、その中で青 色申告はあくまで例外、税務署長への届 け出や記帳の義務が条件に家族専従者の 給料が経費として認められます。

そういう中で、特例で自家労賃を基本 的に認めたものではないということなん です。また記帳が不十分な場合、税務署 長の判断で青色申告が取り消されること もあるということで、この青色申告の比 率は全体の約5割にこれまでもとどまっ ています。同じように働きながら、白色、 青色と申告の選択によって、報酬、給与 に差が出るというのは間違いであると。 そういうことで業者婦人の人権が無視を されているのではないかと、長年にわたっ てこの運動が根本的に制度をただすため に声を上げてこられました。

地方税法では、経営している納税義務者と生計を一にしている配偶者と家族従業者は所得税法の56条の規定で、同じく配偶者の専従者で86万円。子ども、

親族などの専従者で50万円が必要経費 として認められ、あとは事業主本人の所 得になることになっています。つまり個 人の働き、自家労賃が認められない所得 税法56条がそのままずっと1950年 から地方税にも影響しています。自治体 にも大きく関係をしていることです。

今、全国で自治体から所得税法56条を改正を求める意見書決議を上げてほしいということで、意見書を上げる運動もされておられるわけですけれども。この自家労賃というのは男女共同参画基本法ができまして、そういう中で当たり前の世界、サミット諸国では既にアメリカ、イギリス、カナダ、オランダ、オーストラリアなどでも一人ひとり、この自家労賃を経費として認めています。

そういう中で、日本が女性の地位向上でももっと先進国になっていくためにも、一昨年採択をされました男女基本計画に基づく業者婦人に対する施策、これが摂津の女性プランにも反映されましたけれども、こういう中で実態調査ですね。400人に対する調査などもされまして、回収率が73.8%ということで、一定施策に反映されましたけれども、この2番目の税制の面でぜひ地方税制の影響も取り除いて、自家労賃が認められるようにという要望が出ているわけです。

○三好委員長 安藤委員。

○安藤委員 この所得税法の56条、自家労賃を認めようというような動きが、運動が今広がっていると。世界各国では自家労賃を認めるということは、先進国の中では常識になっていると。日本が大変おくれているということをご説明いただいたわけなんですが、この間、国会であるとか、それから私の聞き及んでいるところによりますと、弁護士さんの奥さんが税理士さん務めておられるわけです

が、この事務所の中での自家労賃を認めないという事例に対して、それは間違いであるという判決が出たというような、社会的な動きもあるというふうに聞いておりますが、その点、もし何かあるようでしたら、その点も紹介していただけたらと思います。

○三好委員長 川口議員。

○川口議員 2003年の2月なんですけれども。衆議院の予算委員会で所得税法56条のこの規定について、一種のただ働き制度ではないかということで、サミット諸国の例なども参考に改善が、予算委員会の中で質問がされています。

この質問に対して、男女共同参画局長は、国際的にはどういう状況であるのか、また白色申告制度に類似したものがあるかどうかも含めて、制度全体について調査する必要があるということで、一応調査をするということについての方向を示しています。

まだまだなかなかこの点については、 日本はかなりおくれているということだ と思うのですけれども。少しずつですが、 進んできております。地方からこういう 声をどんどん上げていただくことも必要 なんではないかなと思っております。

また、2003年7月に東京地裁では 妻である税理士への報酬が夫である弁護 士の必要経費として認められるかどうか ということについても判決がありました。 判決では必要経費の算入を認めなかった 税務署の処分が無効とされています。本 当に少しずつですけれども、妻の働き分 として正当に評価をしていくと。1人の 人間として、その働きが正当に評価され るということについて、少しずつですが 行政や裁判所などの判断を変えてきてい るというのが今の経過ではないかなと思っ ております。 ○三好委員長 よろしいですか。 以上で、紹介議員に対する質疑を終わ ります。

暫時休憩します。

(午前11時34分 休憩) (午前11時35分 再開)

○三好委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好委員長 討論なしと認め、採決します。

請願第2-1号について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好委員長 賛成少数。

よって、本件は不採択すべきものと決 定いたしました。

これで、本委員会を閉会します。 (午前11時36分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により 署名する。

総務常任委員長 三 好 義 治

総務常任委員 森西 正